く対策のポイント>

食品の安全に係るリスク管理等を総合的に推進するため、①**有害化学物質・微生物の汚染実態調査や事業者と連携した低減技術の効果検証**、②生産資 材の安全確保に向けた科学データの収集分析、リスク管理措置の基礎となる試験法の開発等を推進します。

<政策目標>

- ○特定の**有害化学物質・微生物の摂取量が許容範囲を超えないように抑制**
- ○国際的な標準に整合した制度の下、最新の科学的な知見に基づき、**生産資材の安全と品質を確保し、安定的に供給**

く事業の内容>

1. 有害化学物質・微生物リスク管理等総合対策事業 205(155)百万円

○ 食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある化学物質・微生物につい て、食品等の含有・汚染実態を調査します。「↑、Ⅲ)

また、人の健康への悪影響が懸念される有害化学物質・微生物について、事業 者と連携して実施可能な汚染防止・低減対策の策定・普及を行います。「IT] 加えて、食品安全に関わる情報発信手法の検討及び発信した情報の効果の **検証**を行います。「IV]

2. 生產資材安全確保総合対策事業 386(360)百万円

- 生産資材の残留基準値の設定等を行うための調査・試験等を実施します。 また、①新技術を活用したり、②希少疾病用及び市場規模の小さい家畜用や
 - ③抗菌剤の使用機会の減少に資する動物用医薬品等の開発を支援します。

計画に基づく実態調査の実施 食品由来の健康リ スクが低く、安全を

IV

(関係者)

汚染防止・低減対策の策定・実施

様々な属性の消費者にも対策を周知・普及

フードチェーン全体を通じた安全性の向上 国民の健康への悪影響を未然に防止

く事業イメージ>

1. 有害化学物質・微生物リスク管理等総合対策事業

・毒性、汚染実態等についての情報収集

・サーベイランス・モニタリング計画※の作成

※5年間の中期計画と毎年の年次計画を作成

策定した汚染防止・低減対策の効果検証

(必要に応じ、対策を見直し)

調査・分析対象の選定スキーム

優先的にリスク管理を行うべき

有害化学物質等の決定

国際標準と調和した試験・評価を 進めるための調査・分析 等

2. 生產資材安全確保総合対策事業

肥料

・産業副産物等を肥料原料として利 用するための有害物質等の調査 等

動物用医薬品

・市場規模が小さい動物用医薬品 の承認申請に必要な試験などの開 発費を支援 等

飼料

家畜としての馬等の飼料のかび毒 等の基準値設定のための試験 等

> 安全な生産資材の 安定的な供給

<事業の流れ>

委託 玉 定額

民間団体等

民間団体等

(1、2の一部の事業)

(2の一部の事業)

食品の安全に係るリスク管理等の総合的な推進

「お問い合わせ先】 (1の事業) 消費・安全局食品安全政策課

(03-6744-2135)

(2の事業) 消費・安全局畜水産安全管理課(03-6744-2103)